

新潟市保育の魅力発信動画等制作業務委託仕様書

1 業務の名称

新潟市保育の魅力発信動画等制作業務委託

2 業務目的

市内保育士養成施設の入学者数の減少や卒業生の県内保育施設への就職率が低下している状況の中、本市で保育士として働く魅力を伝える PR 動画及び XR 体験コンテンツを制作し、保育士養成施設の学生や中高生等に発信することで、市内保育施設への就業を促進することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

4 業務の内容

上記目的を達成するため、以下の内容を制作する業務を委託する。

なお、本市の配置基準の充実度（1 歳児の配置基準がこども 3 人に対し保育士 1 名）を主要な訴求項目の一つとすること。単に、配置基準を説明するだけではなく、充実した保育環境が保育士やこどもにどのような価値をもたらすのかを分かりやすく伝えるものとする。

（1）本市の保育の魅力発信 PR 動画制作編集作業

本市の保育の歴史、質の向上への取組み、保育士配置基準の充実度等を伝える PR 動画を制作編集作業する。詳細は、「5 PR 動画制作編集作業要件」に定める。

（2）XR 体験コンテンツ制作

保育士の業務内容を通じ、本市の保育配置基準の充実度を分かりやすく体験できる XR 体験コンテンツ（主に MR 複合現実を想定）を制作する。詳細は「6 XR コンテンツ制作要件」に定める。

5 PR 動画制作編集作業要件

（1）編集作業

市が提供する動画素材を編集する作業を行う。

作業内容としては、動画の整理・確認、映像のカット・テロップ・字幕の編集、BGM・ナレーションの作成及び挿入、写真の取り込み・挿入、図形、イラスト、アニメーション等の制作・挿入、色調・明るさ・音量等の調整とする。なお、作成等に当たっては生成 AI サービスも利用可能とする。

（2）動画の仕様

- ・ 5 分～10 分程度の長編版 1 本及び 1 分～3 分程度の短編版 1 本を基本とする。
短編版は長編版のダイジェストとして構成する。
- ・ 長編版は保育士養成施設の学生や UI ターン向け、短編版は中高生や一般の方をターゲットとしている。
- ・ 編集後の長編版及び短編版の動画データを、MP4 形式、解像度 1920×1080 以上および MLT 形式で納品すること。
- ・ 原則として日本語版のみとし、多言語字幕は本業務の対象外とする。

(3) 動画制作上の確認事項

- ・ 具体的な編集方法及びスケジュールは、契約後に市と協議して決定すること。
- ・ 初稿及び最終稿等の各段階で、市の確認を受けること。

6 XR コンテンツ制作要件

(1) 企画・構成

- ・ 保育士の仕事の内容を通じ、本市の保育配置基準の充実度を分かりやすく体験できるコンテンツとすること。
- ・ 具体的な体験テーマ、シナリオ及び表現方法は、業務目的を踏まえて提案者が提案すること。

(2) 体験内容

- ・ 利用者の操作又は身体動作に応じて、表示、音声、3D 表現その他の反応が生じる体験コンテンツとすること。
- ・ 具体的な体験テーマ、シナリオ、操作方法、演出及び使用する XR 技術については、業務目的、対象者、安全性、実現性及び運用条件を踏まえ、提案者が提案すること。

(3) 操作性・体験時間

- ・ 主な対象者が、専門的な知識又は複雑な操作を必要とせず利用できること。
- ・ 利用者が体験を開始し、必要な案内を確認し、体験を終了できる構成とすること。
- ・ 体験時間は、就職支援イベント、学校等での利用及び参加者の入替えを考慮した適切な長さとする。

(4) 安全性

- ・ VR 酔い、転倒、壁・椅子・周囲の利用者との接触、機器落下その他の安全上のリスクに配慮した設計とすること。
- ・ 利用場所、必要な体験エリア、体験姿勢、利用者への注意事項及び中止方法を明確にすること。
- ・ 利用者が体調不良又は不快感を覚えた場合に、体験を安全に中止できること。
- ・ 体験対象年齢、保護者同意その他の利用条件は、対応機器のメーカー規約及び市の運用方針に従うこと。

(5) 制作・検証

- ・企画、要件整理、シナリオ設計、画面・操作設計、3D・2D・音響素材制作、実装及び実機検証その他必要な制作作業を実施すること。
- ・制作の各段階で、必要に応じて試作又は確認用資料を提示し、市の確認を受けること。
- ・具体的な制作工程、使用技術、試作方法及び確認方法は、提案内容を踏まえ、契約後に市と協議して決定すること。

(6) 対応機器・動作環境

- ・対応機器は Meta Quest 3 又は Meta Quest 3s とする。
- ・導入する機種、容量、台数及び付属品は、提案内容、在庫状況及び運用方法を踏まえて契約時に決定する。
- ・受託者は、納入する機器について、検品、初期設定、XR アプリのインストール及び動作確認を行うこと。

(7) 運用支援・現地対応

- ・受託者は納品時、機器の利用支援を行うこと。
利用支援には、機器の設置、起動確認、アプリの動作確認、操作説明、装着、安全確認を含むこと。
- ・市内の保育士養成施設等へ順次貸し出す運用を想定し、可搬・設営容易な構成及び運用手順書を整備すること。運搬後に再設置及び起動できる構成とすること。
- ・受託者は、利用者向け操作マニュアル及び運営者向け運用マニュアルを作成すること。

7 共通機能・共通制作要件

(1) 表現及び内容

- ・PR 動画制作編集作業及び XR 体験コンテンツ制作は、新潟市から提供される資料及び確認された情報に基づいて編集及び制作すること。
- ・新潟市の制度、取組、数値、名称及び保育内容について、正確かつ分かりやすい表現とすること。
- ・XR 体験コンテンツ制作は、目的、対象者、用語、制度説明及び表現に不整合が生じないようにすること。
- ・他の自治体、保育基準又は保育環境を一方的に否定する表現を避けること。

(2) 市による資料提供・確認

- ・市は、本業務に必要な制度情報、写真、動画、ロゴ、既存資料及び関連情報を、提供可能な範囲で受託者へ提供する。
- ・受託者は、必要となる資料、形式、提供期限及び確認事項を整理し、市へ提示すること。

- ・必要に応じて、市、保育関係者その他の関係者へヒアリングを行うこと。
- ・市による資料提供又は確認が遅延し、履行期間に影響する場合は、市と受託者が対応を協議すること。

(3) デザイン・音響・アクセシビリティ

- ・対象者、利用場面及び使用媒体を考慮したデザインとすること。
- ・必要に応じて、音声、字幕、テキスト、BGM、効果音その他の表現を適切に用いること。
- ・利用者の理解しやすさ、視認性、可読性及びアクセシビリティに配慮すること。

(4) 第三者の権利

- ・第三者の著作権、商標権、肖像権その他の権利を侵害しない素材を使用すること。
- ・使用する画像、動画、3D モデル、音源、フォントその他の素材について、利用条件を確認し、必要な許諾を取得すること。
- ・第三者素材の名称、入手元、権利者、ライセンス及び利用条件を確認できるよう整理すること。
- ・園児、保育士、出演者その他の関係者を撮影又は掲載する場合は、必要な撮影許可及び肖像利用同意を取得すること。

8 進捗管理

受託者は市と定期的に打合せを行い、進捗報告すること。

9 テスト・検査

納品後、市の検査を受けること。

PR 動画制作編集作業については、合意した形式、解像度、構成、内容及び尺で再生できることを確認する。

XR コンテンツ制作については、合意した対応機器及び動作環境において、起動、操作説明、体験、終了までの一連の主要導線を、異常終了なく実行できることを確認する。

検査で契約内容との不適合が確認された場合は、契約条件に基づき修正及び再提出を行うこと。

10 成果品

- ・PR 動画（長編版 1 本、短編版 1 本）
- ・XR コンテンツ（Meta Quest 3／3s 向け実行アプリ、その他インストールに必要なデータ）

- ・ドキュメント（利用者向け操作マニュアル、運営者向け運用マニュアル、インストール・キッティング手順、利用素材一覧及びライセンス情報）
- ・機材（契約時に定めた Meta Quest 本体及び付属品）

11 成果物の納品等

受託者は、本業務完了後には、次のとおり成果品を納品すること。

納品期限：令和 9 年 2 月 26 日（金）

納品場所：新潟市 新潟市こども未来部幼保支援課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

12 その他特記事項

受託者は、業務履行に当たり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

（１）法令遵守

本業務の遂行に関しては、関係法令等を遵守すること。

（２）一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、新潟市と協議のうえあらかじめ書面により承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

（３）個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法・新潟市個人情報保護条例に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

（４）守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（５）著作権等に係るもの

本事業の実施にあたり新たに制作した成果品の著作権は、市に帰属するものとする。なお、本成果物のうち、受託者が本業務の開始前から保有していたプログラム、ノウハウ等の著作権は、引き続き受託者に帰属するが、本成果物を期間および地域の制限なく無償で利用することを許諾すること。

（６）生成 AI サービスの利用

生成 AI サービスを利用する場合、事前に市と利用する生成 AI の名称、用途および利用範囲を書面（電磁的方法を含む）により市に通知し、その承諾を得るものと

する。また、承認を得た生成 AI サービスの利用規約（商用利用が明示的に許可されている有料プラン等への加入を含む）を遵守しなければならない。

生成 AI サービスを用いて作成した成果物が、第三者の著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害しないよう、必要な確認（類似画像検索、商用利用が担保されたモデルの選定等）を行わなければならない。

生成 AI サービスの出力結果をそのまま成果物として納品してはならない。受託者は、AI 生成物に対して、自らの技術に基づく修正、加工、加筆その他の創作的行為を十分に施した上で、成果物を仕上げるものとする。

（7）その他

- ・本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。
- ・本委託業務の実施に要する一切の経費は、委託費に含むものとする。
- ・業務完了後、市の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに契約条件に従い修補等を行うこととし、これに対する経費は受託者の負担とすること。
- ・本業務は、「保育対策総合支援事業」を活用している事業のため、受託者は、業務完了後 5 年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、本市あるいは会計検査の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。